

自己点検シート

(居宅介護支援)

事業所名・施設名 ()

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
I 基本方針						
1 基本方針	① 指定居宅介護支援事業所は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行っていますか。	条例第2条第1項	☐	☐	☐	
	② 指定居宅介護支援事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮していますか。	第2項	☐	☐	☐	
	③ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行っていますか。	第3項	☐	☐	☐	
	④ 事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めていますか。	第4項	☐	☐	☐	
	⑤ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	第5項	☐	☐	☐	
	※虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務(令和6年4月1日より義務化)。					
	⑥ 居宅介護支援の提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	第6項	☐	☐	☐	
	⑦ 指定居宅介護支援の提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めていますか。	第7項	☐	☐	☐	
II 人員に関する基準						
2 介護支援専門員の員数	① 事業所ごとに常勤の介護支援専門員を1人以上置いていますか。	法第81条第1項 条例第4条第1項	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※介護支援専門員は、営業時間中は、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があり、介護支援専門員が事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に介護支援専門員に連絡が取れる体制としておく必要があります。 ※常勤とは、当該事業所の従業者の勤務時間が当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものです。 ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 23 条第 1 項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間を 30 時間として取り扱うことを可能とします。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 また、同一の事業者によって指定訪問介護事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。	平 11 老企 22 第 2 の 2 (1) 平 11 老企 22 第 2 の 2 (3)①				
	② 介護支援専門員の員数は、利用者の数が 44 人又はその端数を増すごとに 1 人を基準としていますか。	条則 第 4 条 第 2 項	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受け、又は地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。）44人（当該指定居宅介護支援事業所においてケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合は49人）に対して1人を基準とするものであり、利用者の数が44人（当該指定居宅介護支援事業所においてケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合は49人）又はその端数を増すごとに増員することが望ましいです。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではありません。					
	③ ②の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における①に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1としていますか。 ※ 事務職員の配置については、その勤務形態は常勤の者でなくても差し支えありません。また、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められます。勤務時間数については特段の定めを設けていませんが、当該事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置する必要があります。	条例 第4条 第3項	☐	☐	☐	
3 管理者	① 事業所ごとに、常勤の管理者を置いていますか。	条例 第5条第1項	☐	☐	☐	
	② 管理者は、主任介護支援専門員となっていますか。	第2項	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ なお、以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とします。 ・ 本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生、急な退職や転居等不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまう場合であって、主任介護支援専門員を管理者としてできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届け出た場合。なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができる。 ・ 特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合。 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予することとしているが、指定居宅介護支援事業所における業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましい。	平11老企22第2の2(2)				
	③ 管理者は、専従の者となっていますか。 兼務の内容 () ただし、次の場合は、この限りではありません。 ア 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 イ 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） 管理者は、営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要があります。	第3項 平11老企22第2の2(2)	□	□	□	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者と兼務する場合（当該訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）及び事故発生時や災害発生等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定居宅介護支援事業所又は利用者の居宅に駆け付けることができない体制となっている場合は管理者の業務に支障があると考えられます。また、併設する事業所に原則として常駐する老人介護支援センターの職員、訪問介護、訪問看護等の管理者等との兼務は可能と考えられます。なお、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められません。					
Ⅲ 運営に関する基準						
4 内容及び手続の説明及び同意	① 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定居宅介護支援の提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次の項目です。 ア 運営規程の概要 イ 介護支援専門員の勤務の体制 ウ 秘密の保持 エ 事故発生時の対応 オ 苦情処理の体制 等 ※ 同意は、利用者及び指定居宅介護支援事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。 ※ 職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、条例第 6 条に規定する重要事項を記した文書に記載するに当たっては、町条例第 4 条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。	条例 第 6 条 第 1 項 平 11 老企 22 第 2 の 3 (2) 平 11 老企 22 第 2 の 3 (12)①	☐	☐	☐	
	② 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が条例第 2 条 2 項に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ていますか。	条例 第 6 条 第 2 項	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成に当たって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければなりません。 なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、併せて、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることにつき説明を行うとともに、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得てください。	平11老企22 第2の3 (2)				
	③ 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得ていますか。	条則 第6条 第2項	☐	☐	☐	
	前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を行わなければならない。	平11老企22 第2の3 (2)				

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		なお、この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。 また、前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。 ① 前期（3月1日から8月末日） ② 後期（9月1日から2月末日） なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとする。					
		④ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。	第3項	☐	☐	☐	
5	提供拒否の禁止	正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んでいませんか。 サービスの提供を拒むことのできる正当な理由とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ 利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合	条例 第7条 平11老企22 第2の3 (3)	☐	☐	☐	
6	サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じていますか。	条例 第8条	☐	☐	☐	
7	受給資格等の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	条例 第9条	☐	☐	☐	
8	要支援認定の申請に係る援助	① 被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っていますか。	条例 第10条 第1項	☐	☐	☐	
		② 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定の申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに必要な援助を行っていますか。	第2項	☐	☐	☐	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		③ 要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っていますか。	第3項	☐	☐	☐	
9	身分を証する書類の携行	介護支援専門員に身分を証する書類（介護支援専門員証）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	条例第11条	☐	☐	☐	
10	利用料等の受領	① 指定居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。 保険給付がいわゆる償還払いとなる場合と、代理受領がなされる場合の間で、一方の経費が他方へ転嫁等されることがないように、償還払いの場合の利用料の額と、代理受領がなされる場合の居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額を設けてはならないこととともに、これによって、償還払いの場合であっても、原則として利用者負担が生じないこととするものです。	条例第12条第1項 平11老企22第2の3(6)①	☐	☐	☐	
		② 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けていますか。 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。	条例第12条第2項 平11老企22第2の3(6)②	☐	☐	☐	
		③ ②の費用の額に係るサービスの提供に当たって、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	条例第12条第3項 平11老企22第2の3(6)③	☐	☐	☐	
		④ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。	法第41条第8項準用	☐	☐	☐	
		⑤ 領収証に、指定居宅介護支援について利用者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	施行規則第78条	☐	☐	☐	
		11	保険給付の請求のための証明書の交付	提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。	条例第13条 平11老企22第2の3(6)	☐	☐
12	指定居宅介護支援の基本取扱方針	① 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行っていますか。	条例第14条第1項	☐	☐	☐	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	非該当	
		② 自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	第2項	☐	☐	☐	
13	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	① 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	条例 第15条 第1号	☐	☐	☐	
		② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	条例 第15条 第2号	☐	☐	☐	
		③ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていませんか。	条例 第15条 第2号の2	☐	☐	☐	
		※ 基準第13条第2の2号及び第2の3号は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。	平11老企22 第2の3 (8)③				
		④ ③の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	条例 第15条 第2号の3	☐	☐	☐	
		※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。	平11老企22 第2の3 (8)③				
		⑤ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。	条例 第15条 第3号	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	⑥ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。	条例 第15条 第4号	☐	☐	☐	
	⑦ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供していますか。	条例 第15条 第5号	☐	☐	☐	
	※ 特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏った情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく、同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはならないものです。	平11老企22 第2の3 (8)⑥				
	⑧ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	条例 第15条 第6号	☐	☐	☐	
	※ 課題分析とは、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている指定居宅サービスや介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。	平11老企22 第2の3 (8)⑦				
	※ なお、当該課題分析は、介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものであり、この課題分析の方法については、平成11年11月12日付平11老企第29号の別紙4に示す項目により行ってください。	平11老企29 別紙4				
	⑨ 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。	条例 第15条 第7号	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ アセスメントに当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければなりません。 ※ この場合において、利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければなりません。なお、このため、介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要です。 ※ また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、条例第31条第2項の規定に基づき、当該記録は、5年間保存しなければなりません。	平11老企22 第2の3 (8)⑧				
	⑩ 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討していますか。	条例 第15条 第8号	☐	☐	☐	
	⑪ 介護支援専門員は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。 介護支援専門員は、居宅サービス計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、居宅サービス計画原案を作成しなければなりません。 したがって、居宅サービス計画原案は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案した上で、実現可能なものとする必要があります。 また、居宅サービス計画原案には、利用者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題を記載した上で、提供されるサービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には居宅サービス計画及び各指定居宅サービス等の評価を行い得るようにすることが重要です。	条例 第15条 第8号 平11老企22 第2の3 (8)⑨	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	さらに、提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではないことに留意する必要があります。					
	⑫ 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項目において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共にするとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。	条例 第15条 第9号	☐	☐	☐	
	※ また、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、条例第31条第2項の規定に基づき、当該記録は、5年間保存しなければなりません。					
	⑬ やむを得ない理由がありサービス担当者会議に参加できない者が居る場合については、担当者に対する照会等により意見を求めていますか。	平11老企22 第2の3 (8)⑩	☐	☐	☐	
	なお、利用者やその家族の参加が望ましくない場合（家庭内暴力等）には、必ずしも参加を求めるものではないことに留意してください。					

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	非該当	
		また、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとしていますが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要があります。 なお、ここでいう「やむを得ない理由がある場合」とは、次の場合等が想定されます。 ア 開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合 イ 居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合 ウ 利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師等の意見を勘案して、介護支援専門人が、居宅サービス計画の変更を必要と認める場合。 ※ サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 末期の悪性腫瘍の利用者について必要と認める場合とは、主治の医師等が日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると判断した時点以降において、主治の医師等の助言を得た上で、介護支援専門員がサービス担当者に対する照会等により意見を求めることが必要と判断した場合を想定しています。なお、ここでいう「主治の医師等」とは、利用者の最新の心身の状態、受診中の医療機関、投薬内容等を一元的に把握している医師であり、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことから、利用者等に確認する方法等により、適切に対応することとします。また、サービス種類や利用回数の変更等を利用者に状態変化が生じるたびに迅速に行っていくことが求められるため、日常生活上の障害が出現する前に、今後利用が必要と見込まれる指定居宅サービス等の担当者を含めた関係者を招集した上で、予測される状態変化と支援の方向性について関係者間で共有しておくことが望ましいです。					
	⑭ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。 居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス等の選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画は利用者の希望を尊重して作成されなければなりません。 利用者に選択を求めることは介護保険制度の基本理念です。 また、当該説明及び同意を有する居宅サービス計画原案とは、いわゆる居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、第6表及び第7表（平成11年11月12日平11老企第29号に示す標準様式）に相当するものすべてを指すものです。 ※ 主治医や保険給付対象外のサービス事業者等が居宅サービス計画の内容について情報提供を求めている場合であって、利用者又はその家族の同意を文書により得ている場合には、主治医、事業者等への情報提供を行うようにしてください。	条則 第15条 第10号 平11老企22 第2の3 (8)⑩ 平11老企29	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	⑮ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。	条例 第15条 第11号	□	□	□	
	居宅サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者及び担当者に交付しなければなりません。 また、介護支援専門員は、担当者に対して居宅サービス計画を交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計画(以下「個別サービス計画」という。)における位置付けを理解できるように配慮する必要があります。 なお、条例第31条第2項の規定に基づき、居宅サービス計画は、5年間保存しなければなりません。 ⑧(利用者の課題分析)～⑮(居宅サービス計画の利用者への交付)の一連の業務については、基準第1条の2に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものですが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではありません。ただし、その場合にあっては、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければなりません。	平11老企22 第2の3 (8)⑧ 平11老企22 第2の3 (7)				
	⑯ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めていますか。	条例 第15条 第12号	□	□	□	
	居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要です。 なお、介護支援専門員は、担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や適合性の確認については、居宅サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましいものです。 さら意向と課題分析に、サービス担当者会議の前に居宅サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効です。	平11老企22 第2の3 (8)⑧				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	⑰ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。	条例 第15条 第13号	☐	☐	☐	
	指定居宅介護支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要です。 このため、介護支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、居宅サービス計画の作成後、モニタリングを行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとします。 なお、利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する指定居宅サービス事業者等により把握されることも多いことから、介護支援専門員は、サービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければなりません。	平11老企22 第2の3 (8)㊤				
	⑱ 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て主事の医師等又は薬剤師に提供していますか。	条例 第15条 第14号	☐	☐	☐	
	※ 利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報は、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効な情報です。このため、指定居宅介護支援の提供に当たり、例えば、次のような利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとします。なお、ここでいう「主治の医師」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意してください。	平11老企22 第2の3 (8)㊤				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している ・薬の服用を拒絶している ・使いきらないのに新たに薬が処方されている ・口臭や口腔内出血がある ・体重増減が推測される見た目の変化がある ・食事量や食事回数に変化がある ・下痢や便秘が続いている ・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある ・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にも関わらず提供されていない状況等					
	⑨ 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行わなければなりません。	条例 第15条 第15号				
	ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していますか。		☐	☐	☐	
	イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行っていますか。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとします。 i) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 ii) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 a 利用者の心身の状況が安定していること。 b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。		☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していますか。 なお、条例第31条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければなりません。 「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれません。さらに、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておく必要があります。	平11 平11老企22 第2の3 (8)⑨	☐	☐	☐	
	⑳ 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。	条例 第15条 第16号	☐	☐	☐	
	ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合					
	イ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合					
	㉑ ㉑にかかわらず、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めていますか。	条例 第15条 第16号	☐	☐	☐	
	やむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定されます。 ※当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容については記録するとともに、条例第31条第2項の規定に基づき、当該記録は5年間保存しなければなりません。 また、担当者からの意見により、居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存について同様です。	平11 平11老企22 第2の3 (8)⑨				
	㉒ 居宅サービス計画の変更を行う際にも、⑤～⑦の業務を行っていますか。 介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として③～⑩の居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要です。	条例 第15条 第17号 平11老企22 第2の3 (8)⑩	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	なお、利用者の希望による軽微な変更（例えばサービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が⑤～⑯の一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はないものとしします。 ただし、この場合においても、介護支援専門員が、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要です。					
	㉓ 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設はそれぞれ医療機能等が異なることに鑑み、主治医の意見を参考に、主治医に意見を求める等をして介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行ってください。	条例 第15条 第18号 平11老企22 第2の3 (8)㊸	☐	☐	☐	
	㉔ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から居宅介護支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅での生活における介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業者から聴取する等の連携を図るとともに、居宅での生活を前提とした課題分析を行った上で居宅サービス計画を作成する等の援助を行うことが重要です。	条例 第15条 第19号 平11老企22 第2の3 (8)㊸㊹	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	㊟-1 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出ているか。 ※ 届出にあたっては、当該月において作成又は変更（㊟における軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画のうち一定回数以上の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の末日までに町に届け出ることとします。なお、ここで言う当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画を言います。 また、居宅サービス計画の届出頻度について、一度市町村が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、1年後でよいものとする。 ※ 厚生労働大臣が定める回数については、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成 30 年厚生労働省告示第 218 号）」（介護保険最新情報 Vol.652）を参照。	条例 第 15 条 第 20 号 平 11 老 企 22 第 2 の 3 (8)㊟	☐	☐	☐	
	㊟-2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス費に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の総額が法第 43 条第 2 項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、町からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出ているか。		☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 居宅サービス計画に位置付けられた介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 66 条に規定する居宅サービス等区分に係るサービスの合計単位数（以下「居宅サービス等合計単位数」という。）が区分支給限度基準額（単位数）に占める割合や訪問介護に係る合計単位数が居宅サービス等合計単位数に占める割合が厚生労働大臣の定める基準（町条例第 15 条第 21 号の規定により厚生労働大臣が定める基準をいう。）に該当する場合に、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、町が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当です。このため、町条例第 15 条第 21 号は、当該基準に該当する場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出なければならないことを規定するものです。届出にあたっては、当該月において作成又は変更（㊟における軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画に位置付けられたサービスが当該基準に該当する場合には、町に届け出ることとします。なお、ここでいう当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画をいいます。 また、居宅サービス計画の届出頻度について、一度市が検証した居宅サービス計画の次の届出は、1 年後でよいものとします。	平 11 老企 22 第 2 の 3 (8)㊟				
	㊟ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めていますか。 訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導及び短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては、主治の医師等の指示があることを確認しなければなりません。 このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければなりません。	条例 第 15 条 第 22 号 平 11 老企 22 第 2 の 3 (8)㊟	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	⑳ ㉔の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していますか。 ※ 利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければなりません。なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えありません。また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意してください。	条例 第15条 第23号 平11老企22 第2の3 (8)㉔	☐	☐	☐	
	㉔ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り行っていますか。	条例 第15条 第24号	☐	☐	☐	
	㉔ また、介護支援専門員は、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重していますか。		☐	☐	☐	
	㉔ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。	条例 第15条 第25号	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	短期入所生活介護及び短期入所療養介護（短期入所サービス）は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであり、指定居宅介護支援を行う介護支援専門員は、短期入所サービスを位置付ける居宅サービス計画の作成に当たって、利用者にとってこれらの居宅サービスが在宅生活の維持につながるよう十分に留意しなければならないことを明確化したものです。 この場合において、短期入所サービスの利用日数に係る「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、居宅サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な適用を求めるものではありません。 従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を超えて短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能です。	平11老企22 第2の3 (8)㉔				
	㊼ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載していますか。	条則 第15条 第26号	☐	☐	☐	
	※ 対象福祉用具（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第199条第2号に定める対象福祉用具をいう。以下同じ。）を居宅サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、基準第13条第5号の規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければなりません。なお、対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、診療情報提供書又は医師から所見を聴取する方法が考えられます。	平11老企22 第2の3 (8)㉔				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	③② 必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載していますか。 福祉用具貸与については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。	平11老企22 第2の3 (8)㊟	☐	☐	☐	
	③③ 介護支援専門員は、要支援1・2、要介護1の利用者（軽度者）の居宅サービス計画に指定福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成24年厚生労働省告示第95号）第25号のイで定める状態像の者であることを確認するため、当該軽度者の調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写しを市町村から入手していますか。 ※ 「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成24年厚生労働省告示第95号）第25号のイで定める状態像の者」 ア 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者 （ア） 日常的に歩行が困難な者 （イ） 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者 イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者 （ア） 日常的に起きあがりが困難な者 （イ） 日常的に寝返りが困難な者 ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者 エ 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者 （ア） 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 （イ） 移動において全介助を必要としない者 オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。） 次のいずれかに該当する者 （ア） 日常的に立ち上がりが困難な者 （イ） 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者 （ウ） 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	平11老企22 第2の3 (8)㊟	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	カ 自動排泄処理装置 次のいずれにも該当する者 (ア) 排便において全介助を必要とする者 (イ) 移乗において全介助を必要とする者 ただし、当該軽度者がこれらの結果を介護支援専門員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合については、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手します。					
	㊸ 介護支援専門員は、当該軽度者の調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得た上で、市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付していますか。 ※ 介護支援専門員は、当該軽度者が「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年老企第 36 号）の第二の 9(2)①ウの判断方法（注 3）による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、同 i）から iii）までのいずれかに該当する者について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師からの所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載しなければなりません。この場合において、介護支援専門員は、福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければなりません。	平 11 老企 22 第 2 の 3 (8)㊸	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 注 3 「算定の可否の判断基準」 i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に平 27 厚労告 94 第 31 号のイに該当する者（例 パーキンソン病の治療薬による N・OFF 現象） ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに平 27 厚労告 94 第 31 号のイに該当することが確実に見込まれる者（例 がん末期の急速な状態悪化） iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から平 27 厚労告 94 第 31 号のイに該当すると判断できる者（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）					
	㊸ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。 ※ 特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。	条則 第 15 条 第 27 号 平 11 老企 22 第 2 の 3 (8)㊸	☐	☐	☐	
	※ 対象福祉用具を居宅サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、基準第 13 条第 5 号の規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければなりません。なお、対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、診療情報提供書又は医師から所見を聴取する方法が考えられます。					

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		③⑥ 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類について記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。	条例 第15条 第28号	☐	☐	☐	
		③⑦ 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。	条例 第15条 第29号	☐	☐	☐	
		③⑧ 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮していますか。	条例 第15条 第29号	☐	☐	☐	
		③⑨ 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の4第8第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するように努めていますか。	条例 第15条 第31号	☐	☐	☐	
		※ 地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通じて、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うことなどを目的としていることから、指定居宅介護支援事業者は、その趣旨・目的に鑑み、より積極的に協力することが求められます。	平11老企22 第2の3 (8)㊸				
14	高齢者の虐待防止	① 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	高齢者虐待防止法 第5条	☐	☐	☐	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		(高齢者虐待に該当する行為) ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。 オ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。	高齢者虐待防止法第2条				
		② 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。	高齢者虐待防止法第20条	☐	☐	☐	
		③ 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、町に通報していますか。	高齢者虐待防止法第21条	☐	☐	☐	
15	法定受領サービスに係る報告	① 毎月、市町村（審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。	条例第16条 平11厚令38第14条	☐	☐	☐	
		② 居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（委託している場合にあっては、国民健康保険団体連合会）に対して提出していますか。		☐	☐	☐	
16	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	条例第17条	☐	☐	☐	
17	利用者に関する市町村への通知	① 利用者が正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	条例第18条第1号	☐	☐	☐	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		② 利用者が偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたときには、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	第2号				
18	管理者の責務	① 管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	条例第19条第1項	☐	☐	☐	
		② 管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に運営に関する基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	第2項	☐	☐	☐	
19	運営規程	事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」）を定めていますか。	条例第20条 平11老企22 第2の3(13)				
		ア 事業の目的及び運営の方針		☐	☐	☐	
		イ 職員の職種、員数及び職務内容		☐	☐	☐	
		※「職員」については、介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載してください。 職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第4条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。（基準第6条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）。					
		ウ 営業日及び営業時間		☐	☐	☐	
		エ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額		☐	☐	☐	
		※ 利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。					
		オ 通常の事業の実施地域		☐	☐	☐	
		※ 客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えて指定居宅介護支援が行われることを妨げるものではありません					
		カ 虐待の防止のための措置に関する事項		☐	☐	☐	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		「虐待の防止のための措置に関する事項」は、「31 虐待の防止」に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容としてください。					
		キ その他運営に関する重要事項		☐	☐	☐	
20	勤務体制の確保	① 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。	条例 第21条 第1項	☐	☐	☐	
		原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。	平11老企22 第2の3 (14)①				
		なお、当該勤務の状況等は、条例第19条により指定居宅介護支援事業所の管理者が管理する必要があり、非常勤の介護支援専門員を含めて当該指定居宅介護支援事業所の業務として一体的に管理されていることが必要です。					
		② 事業所ごとに、当該事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させていますか。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りではありません。	条例 第21条 第2項	☐	☐	☐	
		当該指定居宅介護支援事業所の従業者たる介護支援専門員が指定居宅介護支援を担当するべきことを規定したものであり、当該事業所と介護支援専門員の関係については、当該事業所の管理者の指揮命令が介護支援専門員に対して及ぶことが要件となりますが、雇用契約に限定されるものではありません。	平11老企22 第2の3 (14)②				
		③ 介護支援専門員の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。	条例 第21条第3項	☐	☐	☐	
		より適切な指定居宅介護支援を行うために、指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上を図る研修の機会を確保しなければならない。	平11老企22 第2の3 (14)③				
		④ 適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	条例 第21条第4項	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。 a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知してください。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、中小企業（医療介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が 5000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。	平 11 老企 22 第 2 の 3 (14)④				

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		□ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるに当たっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。					
21	業務継続計画の策定等	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※ 利用者がサービス利用を継続する上で、関係機関等の連携等に努めることが重要です。 なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められていることから、研修及び訓練の実施に当たっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。	条例 第21条の2 1項 平11老企22 第2の3 (15)①	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。 なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。 また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。 なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも差し支えありません。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） □ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携	平11老企22 第2の3 (15)② 平11老企22 第2の3 (15)②				
	② 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 ※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行ってください。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。	条例 第21条の2 2項 平11老企22 第2の3 (15)③	☐	☐	☐	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。	平11老企22第2の3(15)④				
		③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	条則第21条の23項	☐	☐	☐	
22	設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。 専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造としてください。 他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、指定居宅介護支援の事業及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。	条則第22条 平11老企22第2の3(16) 平11企22第2の3(16) 平11企22第2の3(16)	☐	☐	☐	
23	従業者の健康管理	介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	条則第23条	☐	☐	☐	
24	感染症の予防及びまん延の防止のための措置	当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ※ 各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません	条則第23条の2 平11企22第2の3(17)				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っていますか。 ※イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね 6 月に 1 回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとしします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守して下さい なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。	条則 第 23 条の 2 1 項 平 11 企 22 第 2 の 3 (17)	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、口の指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えありません。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましいです。					
	② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ※□ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。	条例 第23条の2 2項 平11企22 第2の3 (17)	☐	☐	☐	
	③ 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。 ※八 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 介護支援専門員等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしします。	条例 第23条の2 3項 平11企22 第2の3 (17)	☐	☐	☐	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。					
25	掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※ 掲示に当たっては次に掲げる点に留意してください。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること ロ 介護支援専門員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、介護支援専門員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと ※ 重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができます。 ※ 原則として、重要事項を当該指定居宅介護支援事業者のウェブサイトに掲載してください。	条例 第24条 平11企22 第2の3 (18)	☐	☐	☐	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	非該当	
		※ ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報講評システムのことをいいます。 なお、ウェブサイトへの掲載を行うにあたり、介護保険法施行規則第 140 条の 44 各号に掲げる基準に該当する指定居宅介護支援事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令第 22 条第 3 項の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいです。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第 1 項の規定による掲示は行う必要があるが、これを同条第 2 項や基準省令第 31 条第 1 項の規定に基づく措置に代えることができます。					
26	秘密保持	① 介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	条例 第 25 条 第 1 項	☐	☐	☐	
		指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものです。 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。					
		② 介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていますか。	第 2 項	☐	☐	☐	
		指定居宅介護支援事業所に対して、過去に当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものです。	平 11 老企 22 第 2 の 3 (19)②				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 この同意については、指定居宅介護支援事業者が、指定居宅介護支援開始時に、利用者及びその家族の代表から、連携するサービス担当者間で個人情報を用いることについて包括的に同意を得ることと足りるものです。	条則 第25条 第3項 平11老企22 第2の3 (19)③	☐	☐	☐	
	④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 ※ 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと ② 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること ③ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること ④ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと ⑤ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと ⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平16.12.24厚労省)	☐	☐	☐	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		※ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より 本ガイダンスでは、法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び本ガイダンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。 ※ 個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。					
27	広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないですか。	条例 第26条	☐	☐	☐	
28	居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	① 事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該事業所の介護支援専門員に対して、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。 事業者又は管理者が、同一法人系列の居宅サービス事業者のみを位置づけるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の居宅サービス事業者の利用を妨げることを指すものです。 また、介護支援専門員は、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置づけることがあってはなりません。	条例 第27条 第1項 平11老企22 第2の3 (20)①	☐	☐	☐	
		② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。	条例 第27条 第2項	☐	☐	☐	
		③ 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	条例 第27条 第3項	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
29 苦情処理	① 自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（指定居宅介護支援等）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。	条例 第28条 第1項	☐	☐	☐	
	具体的には、指定居宅介護支援等についての苦情の場合には、当該事業者は、利用者又はその家族、指定居宅サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明しなければなりません。 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を、利用者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所にも掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載するべきものです。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは「25 掲示」に準じます。	平11老企22 第2の3 (21)① 平11老企22 第2の3 (21)④				
	② ①の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。	条例 第28条 第2項	☐	☐	☐	
	※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。	平11老企22 第2の3 (21)②				
	※ 苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。 なお、記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。					
	③ 自ら提供した指定居宅介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	条例 第28条 第3項	☐	☐	☐	
	④ 市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。	条例 第28条 第4項	☐	☐	☐	
	⑤ 自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。	条例 第28条 第5項	☐	☐	☐	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
30		⑥ 指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	条例 第28条 第6項	☐	☐	☐	
		⑦ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑥の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	第7項	☐	☐	☐	
	事故発生時の対応	① 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	条例 第29条 第1項	☐	☐	☐	
		② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録していますか。	第2項	☐	☐	☐	
		③ 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。	第3項	☐	☐	☐	
		利用者が安心して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を規定したものです。 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるべきこととともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うべきこととしたものです。 なお、条例第31条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければなりません。 そのほか、次の点に留意してください。 ア 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。	平11老企22 第2の3 (22)				
		イ 賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならないため、事業者は損害賠償保険に加入しておくか、若しくは賠償資力を有することが望ましいこと。					
		ウ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
31 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 ※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図ってください。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト ヘの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ※ 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止のための専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 ※ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応してください。	条則 第29条の2 平11老企22 第2の3 (23)①	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものでありますが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。 ※ 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。					
	② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ※ 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止のための推進のために必要な事項	条則 第29条の2 平11老企22 第2の3 (23)②	☐	☐	☐	
	③ 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 ※ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施することが重要です。また、研修の内容について記録してください。 研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。	条則 第29条の2 平11老企22 第2の3 (23)③	☐	☐	☐	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※ 事業所における虐待を防止するための体制として①～③に掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者は虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が努めることが望ましいです。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者。	条例 第29条の2 平11老企22 第2の3 (23)④	☐	☐	☐	
32	会計の区分	① 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	条例 第30条	☐	☐	☐	
		② 会計処理は、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(平成12年3月10日・老計第8号)及び「介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日・老振18号)」を参考として適切に行われていますか。	平11老企22 第2の3 (24)	☐	☐	☐	
33	記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	条例 第31条 第1項	☐	☐	☐	
		② 次のア～カに掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。但し、ア～イについては5年間です。	第2項				
		ア 条例第15条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録		☐	☐	☐	
		イ 個々の利用者ごとに次の事項を記載した居宅介護支援台帳 (ア) 居宅サービス計画 (イ) 条例第15条第7号に規定するアセスメントの結果の記録 (ウ) 条例第15条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録 (エ) 条例第15条第14号に規定するモニタリングの結果の記録		☐	☐	☐	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		ウ 条例第 15 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録		☐	☐	☐	
		エ 条例第 18 条に規定する市町村への通知に係る記録		☐	☐	☐	
		エ 条例第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録		☐	☐	☐	
		オ 条例第 29 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指します。		☐	☐	☐	
Ⅱ 人員に関する基準							
34	電磁的記録等	① 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（条例第 9 条（第 32 条において準用する場合を含む。）及び第 15 条第 28 号（第 32 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができます。 ※電磁的記録について 基準第 31 条第 1 項は、指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。	条例第 33 条 <				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	(2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、基準第 31 条第 1 項において電磁的記録により行うことができるものとされているものは、①及び②に準じた方法によること。					
	(4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。					
	② 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができます。 ※電磁的方法について 基準第 31 条第 2 項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。 (1) 電磁的方法による交付は、基準第 4 条第 2 項から第 8 項までの規定に準じた方法によること。	平 11 老企 22 第 2 の 5(2)	☐	☐	☐	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 (4) その他、基準第31条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。					
IV 変更の届出等							
35	変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を町長に届け出ていますか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定居宅介護支援事業に関するものに限り） ④ 事業所の平面図 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 ※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を町長に届け出てください。	法第82条第1項	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)			
			適	不適	非該当				
Ⅴ 加算・減算									
※算定（届出）していない加算については、「非該当」にチェックしてください。									
36	居宅介護支援費	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 利用者に対して居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している居宅介護支援事業者について、次の①～③の各区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定していますか。 なお、(2)居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する場合には、算定しません。 ① 取扱件数が 45 未満の場合又は 45 以上の場合の 45 未満の部分について、利用者の要介護状態区分に応じて算定する。 居宅介護支援費(ⅰ) ② 取扱件数が 45 以上の場合の 45 以上 60 未満の部分について、利用者の要介護状態区分に応じて算定する。 居宅介護支援費(ⅱ) ③ 取扱件数が 40 以上の場合の 60 以上の部分について、利用者の要介護状態区分に応じて算定する。 居宅介護支援費(ⅲ)		☐	☐	☐			
		(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) 情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている居宅介護支援事業者が利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において国民健康保険団体連合会に給付管理票を提出している場合について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定していますか。 ① 取扱件数が 50 未満の場合又は 50 以上の場合の 50 未満の部分について、利用者の要介護状態区分に応じて算定する。 居宅介護支援費(ⅰ) ② 取扱件数が 50 以上の場合の 50 以上 60 未満の部分について、利用者の要介護状態区分に応じて算定する。 居宅介護支援費(ⅱ) ③ 取扱件数が 45 以上の場合の 60 以上の部分について、利用者の要介護状態区分に応じて算定する。 居宅介護支援費(ⅲ)		☐	☐	☐			

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 基本単位の居宅介護支援費(i)、居宅介護支援費(ii)、居宅介護支援費(iii)を区分するための取扱件数の算定方法は、事業所全体の利用者(月末に給付管理を行っている者をいう) の総数に介護予防支援事業者から委託を受けた介護予防支援に係る利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数とします。 <u>要介護者の数+ 要支援者の数× 1 /3</u> 介護支援専門員の数 (常勤換算方法) = 取扱件数 ※ 「公益社団法人国民健康保険中央会 (昭和 34 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。) が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム」は、いわゆる「ケアプランデータ連携システム」を指しており、ケアプランデータ連携システムの利用申請をし、クライアントソフトをインストールしている場合に当該要件を満たしていることとなり、当該システムによる他の居宅サービス事業者とのデータ連携の実績は問いません。 ※ 事務職員の配置 事務職員については、当該事業所の介護支援専門員が行う指定居宅介護支援等基準第 13 条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資する職員としますが、その勤務形態は常勤の者でなくても差し支えありません。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められます。勤務時間数については特段の定めを設けていないが、当該事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置する必要があります。					

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		※ 居宅介護支援費(i)、(ii)又は(iii)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が古いものから順に、1 件目から44 件目(常勤換算方法で1 を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、45 にその数を乗じた数から1 を減じた件数まで)については居宅介護支援費(i)を算定し、45 件目(常勤換算方法で1 を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、45 にその数を乗じた件数)以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費(ii)又は(iii)を算定します。ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する場合は、「44 件目」を「49 件目」と、「45」を「50」と読み替えます。 ※ 月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合には、死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、給付管理票を市町村(審査支払いを国保連合会に委託している場合は、国保連合会)に届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定します。 ※ 月の途中で、事業者の変更がある場合には、利用者に対して月末時点で居宅介護支援を行い、給付管理票を国保連合会に提出する事業者について居宅介護支援費を算定する趣旨であるため、変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定します(ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除きます)。 ※ 月の途中で、要介護度に変更があった場合には、月末における要介護度区分に応じた報酬を請求します。 ※ 月の途中で、利用者が他の市町村に転出する場合には、転出の前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理することになることから、転入日の前日までの給付管理票と転入日以降の給付管理票も別々に作成します。この場合、それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合であっても、それぞれについて居宅介護支援費が算定されます。					

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	非該当	
		※ サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できません。ただし、病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設（以下「病院等」という。）から退院又は退所する者等であつて、医師が一般に認めている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができます。なお、その際は居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において、記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておく必要があります。					
37	高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 指定居宅介護支援等基準第 27 条の 2 に規定する基準に適合していること。 ※ 事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅介護支援等基準第 27 条の 2 に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。		☐	☐	☐	
38	業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める基準 指定居宅介護支援等基準第 19 条の 2 第 1 項に規定する基準に適合していること。		☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 指定居宅介護支援等基準第 19 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算します。 ※ 経過措置として、令和 7 年 3 月 31 日までの間、当該減算は適用しませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。					
39	同一敷地内建物等に居住する利用者に対する取扱い 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定していますか。 ① 同一敷地内建物等の定義 「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介護支援事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定居宅介護支援事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の 1 階部分に指定居宅介護支援事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。 ② 同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義 ア 指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物」とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護支援事業所の利用者が 20 人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。 イ この場合の利用者数は、当該月において当該指定居宅介護支援事業者が提出した給付管理票に係る利用者のうち、該当する建物に居住する利用者の合計とする。		☐	☐	☐	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		③ 本扱いは、指定居宅介護支援事業所と建築物の位置関係により、効率的な居宅介護支援の提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本取扱いの適用については、位置関係のみをもって判断することがないように留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、居宅介護支援の提供の効率化につながらない場合には、減算を適用するべきではないこと。 (同一敷地内建物等に該当しないものの例) ・ 同一敷地内であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 ④ ①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護支援事業所の指定居宅介護支援事業者と異なる場合であっても該当するものであること。					
40	運営基準減算(50/100)	(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定していますか。		☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 別に厚生労働大臣が定める基準 以下の①から⑧までに定める規定に適合していないこと。 ①基準第 4 条第 2 項 サービス提供開始の際の文書の交付説明 ②基準第 13 条第 7 号 アセスメントに当たり居宅訪問による面接 ③基準第 13 条第 9 号 計画原案に係るサービス担当者会議の開催 ④基準第 13 条第 10 号 居宅サービス計画原案の説明と同意 ⑤基準第 13 条第 11 号 居宅サービス計画を利用者及び担当者へ交付) ⑥基準第 13 条第 14 号 1 月 1 回の居宅訪問・面接及びモニタリング結果の記録 ⑦基準第 13 条第 15 号 更新認定時等のサービス担当者会議開催) ⑧基準第 13 条第 16 号 計画変更時の準用					
	※ 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合 ① 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	② 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たっては、次の場合に減算します。 ア 事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月（以下「当該月」という）から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 イ 事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ）には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 ウ 事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。					
	③ 次に掲げる場合には、事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 ア 居宅サービス計画を新規に作成した場合 イ 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ウ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	④ 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、次の場合に減算します。 ア 事業所の介護支援専門員が次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 I) 1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法。 II) 次のいずれにも該当する場合であつて、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法。 a テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 b サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 (i) 利用者の心身の状況が安定していること。 (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 (iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 イ 事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。					
	(2) 運営基準減算が2月以上継続している場合に、所定単位数は算定していませんか。		☐	☐	☐	
41	特定事業所集中減算	(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算していますか。	☐	☐	☐	
	※ 厚生労働大臣が定める基準 正当な理由なく、事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下、「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	(2) 毎年度 2 回、特定事業所集中減算に該当するかどうかの判定を適切に行っていますか。		☐	☐	☐	
	※ 特定事業所集中減算の取扱いについて ① 判定期間と減算適用期間 居宅介護支援事業所は、毎年度 2 回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用します。 ア 判定期間が前期（3 月 1 日から 8 月末日）の場合は、減算適用期間を 10 月 1 日から 3 月 31 日までとする。 イ 判定期間が前期（9 月 1 日から 2 月末日）の場合は、減算適用期間を 4 月 1 日から 9 月 30 日までとする。					
	② 判定方法 事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護サービス等が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下、「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて 80%を超えた場合に減算します。 (具体的な計算式) 事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が 80%を超えた場合に減算します。 当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	③ 算定手続き 判定期間が前期の場合については 9 月 15 日までに、判定期間が後期の場合については 3 月 15 日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果 80%を超えた場合については当該書類を市長に提出しなければなりません。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において 2 年間保存しなければなりません。 ア 判定期間における居宅サービス計画の総数 イ 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数 ウ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事務所名及び代表者名 エ ②の算定方法で計算した割合 オ ②の算定方法で計算した割合が 80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	④ 正当な理由の範囲 ③で判定した割合が 80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を市長に提出してください。なお、町長が当該理由を不適当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱います。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものでありますが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市長において判断します。 ア 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に 5 事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合 (例) 訪問介護事業所として 4 事業所、通所介護事業所として 10 事業所が所在する地域の場合、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について 80%を超えた場合には減算が適用されます。 (例) 訪問介護事業所として 4 事業所、通所介護事業所として 4 事業所が所在する地域の場合、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えた場合でも、減算は適用されません。 イ 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合 ウ 判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下であるなど事業所が小規模である場合 エ 判定期間の 1 月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 10 件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合 (例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 5 件、通所介護が位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 20 件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について 80%を超えた場合には減算が適用されます。 オ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特					

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		定の事業者に集中していると認められる場合 (例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの カ その他正当な理由と町長が認めた場合					
42	サービス種類相互間の算定関係	利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く）又は小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く）、認知症対応型共同生活介護（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く）もしくは複合型サービス（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く）を受けている場合、当該月について居宅介護支援費を算定していませんか。		☐	☐	☐	
43	入院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として次に掲げる(1)から(2)を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 (1) 入院時情報連携加算（Ⅰ） (2) 入院時情報連携加算（Ⅱ）		☐	☐	☐	
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院した日（入院の日以前に当該利用者に係る情報を提供した場合には当該情報を提供した日を含み、指定居宅介護支援事業所における運営規程（指定居宅介護支援等基準第 18 条に規定する運営規程をいう。以下この号において単に「運営規程」という。）に定める営業時間終了後に、又は運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に入院した場合には当該入院した日の翌日を含む。）のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していますか。		☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定します。なお、入院の日以前に情報提供した場合及び指定居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日に情報を提供した場合も、算定可能です。					
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日((1)に規定する入院した日を除き、運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日を含む。)に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していますか。 ※ 利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定します。なお、運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日に情報を提供した場合も、算定可能です。		☐	☐	☐	
	～入院時情報連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)～ ※ 「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の入院日、心身の状況(例えば、疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など)及びサービスの利用状況をいいます。当該加算については、利用者1人につき、1月に1回を限度として算定することとします。 ※ 情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について居宅サービス計画等に記録してください。なお、情報提供の方法としては、居宅サービス計画等の活用が考えられます。					
44 初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、居宅介護支援を行った場合その他の別の厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、初回加算を算定していますか。		☐	☐	☐	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		※ 厚生労働大臣が定める基準 次のいずれかに該当している場合 ① 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し居宅介護支援を行った場合 ② 要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し居宅介護支援を行った場合 ※初回加算は、具体的には次のような場合に算定されます。 ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 ※ 運営基準減算に該当する場合は、当該加算は、算定できません。					
45	退院・退所加算	病院もしくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設もしくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、別に厚生労働大臣が定める基準の区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を算定していますか。 (1) 退院・退所加算（Ⅰ）イ (2) 退院・退所加算（Ⅰ）ロ (3) 退院・退所加算（Ⅱ）イ (4) 退院・退所加算（Ⅱ）ロ (5) 退院・退所加算（Ⅲ）		☐	☐	☐	
	退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていますか。		☐	☐	☐	
	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。		☐	☐	☐	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
退院・退所加算(Ⅱ)イ		病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていますか。		☐	☐	☐	
退院・退所加算(Ⅱ)ロ		病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによるものですか。		☐	☐	☐	
退院・退所加算(Ⅲ)		病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによるものです。 ※ 退院・退所加算については、以下の①から③までの算定区分により、入院又は入所期間中1回(医師等からの要請により退院に向けた調整を行うための面談に参加し、必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合を含む)のみ算定することができます。また、面談はテレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。)を活用して行うことができるものとします。利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければなりません。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ① 退院・退所加算(Ⅰ)イ・ロ 退院・退所加算(Ⅰ)イ及びロについては、病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合に算定可能であり、うち(Ⅰ)ロについてはその方法がカンファレンスである場合に限ります。 ② 退院・退所加算(Ⅱ)イ・ロ 退院・退所加算(Ⅱ)イについては、病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合に算定が可能です。 退院・退所加算(Ⅱ)ロについては、病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合に算定が可能です。		☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	非該当	
	③ 退院・退所加算(Ⅲ) 退院・退所加算(Ⅲ)については、病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合に算定が可能です。 ※ その他の留意事項 ① 上記カンファレンスについては、以下のとおりとします。 ア 病院又は診療所 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たし、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。 イ 地域密着型介護老人福祉施設 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号。以下このイにおいて「基準」という。）第134条第6項及び第7項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第131条第1項に掲げる地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。 ウ 介護老人福祉施設 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号。以下このウにおいて「基準」という。）第7条第6項及び第7項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第2条に掲げる介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	工 介護老人保健施設 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号。以下この工において「基準」という。）第 8 条第 6 項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第 2 条に掲げる介護老人保健施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。 オ 介護医療院 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省令第 5 号。以下このオにおいて「基準」という。）第 12 条第 6 項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第 4 条に掲げる介護医療院に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。 ② 同一日に必要な情報の提供を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、1 回として算定します。 ③ 原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいですが、退院後 7 日以内に情報を得た場合には算定することとします。 ④ カンファレンスに参加した場合は、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付してください。					
46	通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者の必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を算定していますか。	☐	☐	☐	

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		※ 当該加算は、利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に、算定を行うものです。なお、同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師又は歯科医師等と連携を行ってください。					
47	緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者1人につき1月に2回を限度として所定単位数を算定していますか。 ※ 当該加算を算定する場合は、カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載してください。 ※ 当該カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像等が大きく変化していることが十分想定されるため、必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス及び地域密着型サービスの調整を行うなど適切に対応してください。		☐	☐	☐	
48	特定事業所加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た居宅介護支援事業所は、1月につき下記に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げる(1)から(4)までのいずれかの加算を算定している場合においては、(1)から(4)までのその他の加算は算定できません。 (1) 特定事業所加算（Ⅰ） (2) 特定事業所加算（Ⅱ） (3) 特定事業所加算（Ⅲ） (4) 特定事業所加算（A）		☐	☐	☐	
	特定事業所加算（Ⅰ）	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していますか。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えありません。		☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	② 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していますか。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。以下同じ。）の職務と兼務しても差し支えありません。		☐	☐	☐	
	③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催していますか。		☐	☐	☐	
	※「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければなりません。 ア 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。 (a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 (b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 (c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 (d) 保健医療及び福祉に関する諸制度 (e) ケアマネジメントに関する技術 (f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 (g) その他必要な事項					
	イ 議事については、記録を作成し、2年間保存しなければならないこと。					
	ウ 「定期的」とは、おおむね週1回以上であること。					
	会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。					
	④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制がありますか。		☐	☐	☐	
	※ 24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の介護支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 特定事業所加算(A)を算定する事業所については、携帯電話等の転送による対応等も可能であるが、連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、指定居宅介護支援等基準第 23 条の規定の遵守とともに、利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い、同意を得ること。					
	⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 である者の割合が 4 割以上ですか。		☐	☐	☐	
	※ 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 の者の割合が 40%以上であることについて、毎月その割合を記録しておかなければなりません。 なお、特定事業所加算を算定する事業所については、積極的に支援困難ケースに取り組むべきこととされているものであり、こうした割合を満たすのみでなく、それ以外のケースについても常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきものでなければなりません。 また、⑦の要件のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的に⑤の 40%要件の枠外として取り扱うことが可能です。(すなわち、当該ケースについては、要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 の者の割合の計算の対象外として取り扱うことが可能です。)					
	⑥ 当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していますか。		☐	☐	☐	
	※ 「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければなりません。					
	また、管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければなりません。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定することになります。					
	※ 特定事業所加算(A)を算定する事業所については連携先事業所との共同開催による研修実施も可能です。					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供していますか。		☐	☐	☐	
	※ 特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければなりません。					
	⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加しますか。		☐	☐	☐	
	※ 多様化・複雑化する課題に対応するために、家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していなければなりません。なお、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」とは、いわゆるヤングケアラーのことを指します。					
	また、対象となる事例検討会、研修等については、上記に例示するもののほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられますが、利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するためのものであれば差し支えありません。					
	⑨ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていませんか。		☐	☐	☐	
	※ 特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に減算の適用になっていないのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保した事業所である必要があります。					
	⑩ 居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満ですか。ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は 50 名未満であること。		☐	☐	☐	
	※ 取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員 1 名当たり 45 名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は 50 名未満）であれば差し支えありませんが、ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないように配慮しなければなりません。					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	⑪ 法第 69 条の 2 第 1 項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していますか。		☐	☐	☐	
	※ 協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいいます。そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにしてください。					
	※ 特定事業所加算(A)を算定する事業所については、連携先事業所との共同による協力及び協力体制も可能です。					
	⑫ 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していますか。		☐	☐	☐	
	※ 特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければなりません。なお、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければなりません。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定してください。					
	※ 特定事業所加算(A)を算定する事業所については、連携先事業所との協力による研修会も可能です。					
	⑬ 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していますか。		☐	☐	☐	
	※ 多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいいます。					
特定事業所加算（Ⅱ）	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)																			
			適	不適	非該当																				
	① 特定事業所加算（Ⅰ）の②、③、④及び⑥から⑩までの基準に適合していますか。 ② 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していますか。 ※ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務（介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）の場合にあっては、指定介護予防支援事業所の職務に限る。）を兼務しても差し支えありません。 「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、知己包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合が考えられます。		☐	☐	☐																				
特定事業所加算（Ⅲ）	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 特定事業所加算（Ⅰ）の③、④及び⑥から⑩までの基準に適合していますか。 ② 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していますか。 ③ 常勤かつ専従の介護支援専門員を２名以上配置していますか。		☐	☐	☐																				
	※ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務（介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）の場合にあっては、指定介護予防支援事業所の職務に限る。）を兼務をしても差し支えありません。																								
	※ 以下の表のとおり、特定事業所加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定するには、常勤かつ専従の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があります。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">特定事業所加算</td><td>Ⅰ</td><td>Ⅱ</td><td>Ⅲ</td></tr> <tr> <td rowspan="2">常勤専従</td><td>主任介護専門員</td><td>2名</td><td>1名</td><td>1名</td></tr> <tr> <td>介護専門員</td><td>3名</td><td>3名</td><td>2名</td></tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td>5名</td><td>4名</td><td>3名</td></tr> </table>	特定事業所加算		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	常勤専従	主任介護専門員	2名	1名	1名	介護専門員	3名	3名	2名	合計		5名	4名	3名					
特定事業所加算		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ																					
常勤専従	主任介護専門員	2名	1名	1名																					
	介護専門員	3名	3名	2名																					
合計		5名	4名	3名																					
特定事業所加算(A)	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。																								

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	① 特定事業所加算（Ⅰ）の③、④及び⑥から⑩までの基準に適合していますか。ただし、④、⑥、⑩及び⑫の基準は他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えありません。 ② 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していますか。 ③ 常勤かつ専従の介護支援専門員を1名以上配置していますか。 ④ 専従の介護支援専門員を常勤換算方法（当該指定居宅介護支援事業所の従業者の延べ勤務時間数を当該指定居宅介護支援事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定居宅介護支援事業所の従業者の員数に換算する方法をいう。）で1以上配置していますか。ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（①で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該連携先の指定居宅介護支援事業所に限る。）の職務と兼務をしても差し支えないものとします。 ※ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員並びに常勤換算方法で1の介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務（介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）の場合にあっては、指定介護予防支援事業所の職務に限る。）を兼務しても差し支えありません。 ※ 常勤かつ専従の介護支援専門員1名並びに常勤換算方法で1の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があります。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員1名の合計2名を常勤かつ専従で配置するとともに、介護支援専門員を常勤換算方法で1の合計3名を配置する必要があります。 ※ 当該常勤換算方法で1の介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（連携先事業所に限る。）の職務と兼務しても差し支えありませんが、当該兼務に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではありません。		☐	☐	☐	
49	特定事業所医療介護連携加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た居宅介護支援事業所は、加算を算定していますか。	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ又は(Ⅲ)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数(第85号の2イからホまでに規定する情報の提供を受けた回数をいう。)の合計が35回以上ですか。 ※ 当該加算の対象となる事業所においては、日頃から医療機関等との連携に関する取組をより積極的に行う事業所であることが必要です。 ※ 退院・退所加算の算定実績にかかる要件については、退院・退所加算の算定回数ではなく、その算定にかかる病院等との連携回数が、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において35回以上の場合に要件を満たすこととなります。		☐	☐	☐	
	② 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していますか。 ※ ターミナルケアマネジメント加算の算定実績にかかる要件については、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、15回以上の場合に要件を満たすこととなります。なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間は、従前のとおり算定回数が5回以上の場合に要件を満たすこととし、同年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15回以上である場合に要件を満たすこととするため、留意してください。		☐	☐	☐	
	③ 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していますか。 ※ 特定事業所医療介護連携加算は、質の高いケアマネジメントを提供する体制のある事業所が医療・介護連携に総合的に取り組んでいる場合に評価を行うものであるから、他の要件を満たす場合であっても特定事業所(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)のいずれかを算定していない月は、特定事業所医療介護連携加算は算定できません。		☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	非該当	
50	ターミナルケアマネジメント加算		☐	☐	☐	
	※ 厚生労働大臣が定める基準 ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24 時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること。					
	① ターミナルケアマネジメント加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとしますが、利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとします。 ② 1 人の利用者に対し、1 か所の指定居宅介護支援事業所に限り算定できます。なお、算定要件を満たす事業所が複数ある場合には、当該利用者が死亡日又はそれに最も近い日に利用した指定居宅サービスを位置付けた居宅サービス計画を作成した事業所がターミナルケアマネジメント加算を算定することとします。 ③ ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又はその家族が同意した時点以降は、次に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録しなければなりません。 ア 終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録 イ 利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等と行った連絡調整に関する記録 ウ 当該利用者が、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者に該当することを確認した日及びその方法					

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
				適	不適	非該当	
		④ ターミナルケアマネジメントを受けている利用者が、死亡診断を目的として医療機関へ搬送され、24 時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケアマネジメント加算を算定することができるものとします。 ⑤ ターミナルケアマネジメントにあたっては、終末期における医療・ケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握する必要があります。また、その際には、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めてください。					
51	介護職員等処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業所が、利用者に対し、指定居宅介護支援を行った場合は、点検項目 36 から 50 までにより算定した単位数の 1000 分の 21 に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 当該指定居宅介護支援事業所の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ② 当該指定居宅介護支援事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、町長に届け出ていること。 ③ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について町長に届け出ること。	令和 8 年厚生労働省告示第 87 号	☐	☐	☐	
				☐	☐	☐	
				☐	☐	☐	
				☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	④ 当該指定居宅支援事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を町長に報告すること。		☐	☐	☐	
	⑤ 算定日が属する月の前 12 月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。		☐	☐	☐	
	⑥ 当該指定居宅介護支援事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。		☐	☐	☐	
	⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （一） 当該指定居宅介護支援事業所の職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（当該指定居宅介護支援事業所の職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 （二） （一）の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。 （三） 当該指定居宅介護支援事業所の職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 （四） （三）について、全ての当該指定居宅介護支援事業所の職員に周知していること。		☐	☐	☐	
	⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。		☐	☐	☐	
	☐ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ① ケアプランデータ連携システムを利用していること。 ② 連携推進法人（社会福祉法第 128 条第 1 号イに規定する社会福祉連携推進法人）に所属していること。		☐	☐	☐	
	※ □については、キャリアパス要件等の整備が間に合わない事業所向けの経過措置で、令和 8 年度特例要件です。					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
VI その他							
52	法令遵守等の業務管理体制の整備	① 要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。この義務が確保されるよう、次の基準に従い業務管理体制を整備していますか。 (ア) 事業所・施設の数が 20 未満の場合 ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 (イ) 事業所・施設の数が 20 以上 100 未満の場合 ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 (ウ) 事業所・施設の数が 100 以上の場合 ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 ・ 業務執行状況の監査を定期的に行うこと。 ア 届出先 (ア) 毛呂山町内のみにすべての指定事業所などが所在する事業者 ☞毛呂山長 (イ) 埼玉県のにすべての指定事業所等が所在する事業者で(ア)以外の事業者 ☞埼玉県知事 (ウ) 事業所等が 2 以上の都道府県の区域に所在する事業者 i 事業所等が 3 以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 ☞厚生労働大臣 ii 事業所等が 2 以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 ☞主たる事務所の所在する都道府県知事 イ 届出事項 (ア) 事業者の名称 (イ) 主たる事務所の所在地 (ウ) 代表者の氏名・生年月日・住所・職名 (エ) 法令遵守責任者の氏名・生年月日 (オ) 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（※事業所・施設の数 が 20 以上の場合） (カ) 業務執行の状況の監査の方法の概要（※事業所・施設の数 が 100 以上の場合）	法第 115 条の 32 第 1 項 第 2 項 施行規則 第 140 条の 39 施行規則 第 140 条の 40	☐	☐	☐	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	② 業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。		☐	☐	☐	
	③ 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。		☐	☐	☐	
	※ 行っている具体的な取組（例）のオからオを○で囲むとともに、オについては、その内容を記入ください。 ア 介護報酬の請求等のチェックを実施 イ 内部通報、事故報告に対応している ウ 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している エ 法令遵守規程を整備している オ その他 ()					
	④ 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。		☐	☐	☐	
53	介護サービス情報の報告及び公表	指定情報公表センターへ年 1 回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。 法 第 115 条の 35 第 1 項 施行規則 第 140 条の 44	☐	☐	☐	

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- ・「法」 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）
- ・「施行令」 介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）
- ・「施行規則」 介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）
- ・「平 11 老企 2 2」 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 1 1 年 7 月 2 9 日老企第 2 2 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・「平 11 老企 2 9」 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成 1 1 年 1 1 月 1 2 日老企第 2 9 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・「条例」 毛呂山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 3 0 年 3 月 2 2 日条例第 17 号）
- ・「高齢者虐待防止法」 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）